

## Ashiya information

## お知らせ

## 児童扶養手当額の改定



4月分から適用され、5月11日(木)に3・4月分の手当が指定の口座に振り込まれます。(3月分は改定前の手当額)  
※今回の改定に伴う手当証書の再交付は行いません。

■対象 児童扶養手当の支給を受けている人

## 【全部支給】

支給対象	3月分	4月分から
第1子	43,070円	44,140円
第2子	10,170円	10,420円
第3子以降	6,100円	6,250円

## 【一部支給】

支給対象	3月分	4月分から
第1子	43,060円～	44,130円～
	10,160円	10,410円
第2子	10,160円～	10,410円～
	5,090円	5,210円
第3子以降	6,090円～	6,240円～
	3,050円	3,130円

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2045

## 申請・届け出

## 低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金



食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、生活の支援を行うため特別給付金を支給します。

■給付額 児童1人あたり5万円

支給要件など、詳しくは市ホームページを参照ください。

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2045

## 「現況届」の提出を母子家庭等医療費受給者現況届

母子家庭等医療費受給者の皆さんへ現況届を郵送しますので、保険証の写しとあわせて提出してください。7月以降の受給資格に必要です。必ず提出してください。

■申し込み 5月10日(水)までに下記へ

■問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

## 児童手当の申請をお忘れなく



所得超過により児童手当を受給していない人のうち、令和5年度(令和4年中)の所得が所得上限限度額を下回った人は、新たに申請が必要です。※公務員は勤務先へ

## 市の組織改正

多様なニーズへの対応力を備えた組織体制構築のため、複数の課で構成する「室」を新設するなど、持続可能な行政サービスの提供に必要な組織改正を行いました。

■子育て支援政策を一層推進し、切れ目のない包括的な支援を行うため、こども家庭・保健センターを新設

■総合計画の基本方針「未来の創造」に積極的に取り組むため、都市政策部門の体制を整備



問い合わせ 人事課 ☎38-2019

部名	室名
企画部	市長公室
総務部	総務室
	財務室
市民生活部	市民室
	環境・経済室
こども・健康部	福祉室
	こども家庭室
都市建設部	都市戦略室
	都市基盤室
消防本部	消防室
	消防署
教育委員会 管理部 学校教育部 社会教育部	教育統括室
	学校教育室
	社会教育室

※赤字は新設部署(名称変更含む)

※上下水道部、芦屋病院は変更ありません

■対象 中学校卒業までの児童を養育している父母等で、所得超過により児童手当を受給していない人のうち、令和5年度(令和4年中)の所得が所得上限限度額を下回った人※詳しくは市ホームページまたは下記へ

■申し込み 5月中または住民税の納税通知書を受け取った日から15日以内に、下記窓口または郵送で手続きしてください。

## 【所得上限限度額】

扶養親族等の数	所得上限限度額	収入の目安
0人	858万円	約1,071万円
1人	896万円	約1,124万円
2人	934万円	約1,162万円
3人	972万円	約1,200万円
4人	1,010万円	約1,238万円
5人	1,048万円	約1,276万円

※医療費控除や事業経費等がある人は収入が目安以上でも対象となる場合があります

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2117

分譲共同住宅共用部分  
バリアフリー化工事の助成

分譲共同住宅共用部分をバリアフリー化する工事に対して費用の助成が受けられます。

■対象 分譲の共同住宅(1棟21戸以上)の管理組合(平成5年10月1日以降に建築の共同住宅<51戸以上>および平成14年10月1日以降に建築の共同住宅<21戸以上>を除く)

※助成決定前に着工(契約)したものは助成対象となりません。

■対象事業 廊下・階段などの段差の解消・手すりの設置・床のノンスリップ化・通路や開口部の拡幅等

■助成額 助成対象工事費に対する定額制(上限30万円)

■申し込み 5月1日～11月30日までに下記へ(先着順)

■問い合わせ 建築住宅課 ☎38-2721

## 住宅耐震化工事等の補助制度



## 【簡易耐震診断(無料)】

■対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅(平成12～14年度の「わが家の耐震診断推進事業」により診断を受けられた方は対象外)